

## 医療福祉

## 医療福祉費支給制度（マル福）の手続き①

◇お子さんがいる方が亡くなり、母子家庭もしくは父子家庭になったときは、ひとり親家庭医療福祉費支給制度（マル福）の申請ができる場合があります。

※所得制限があります。

## 持ち物

- ・申請者の健康保険証
- ・申請者の所得証明書（笠間市で所得確認ができない方）
- ・お子様の医療福祉費受給者証

## 受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 市民窓口課、岩間支所 市民窓口課

## 期限

早めにお手続きください。

## 医療福祉費支給制度（マル福）の手続き②

◇入院時食事療養費を負担した場合は助成できます。

## 持ち物

- ・入院時食事療養費を負担した場合は領収書
- ・振込口座のわかるもの

## 受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 市民窓口課、岩間支所 市民窓口課

## 期限

早めにお手続きください。

## 年金

## 国民年金関係の手続き①

◇未支給年金の請求

受給者が亡くなった月までの年金が受給できるため、生計を同じくしていた遺族がその期間分の年金を請求することができます。

## 持ち物

- ・亡くなった方の年金証書
- ・亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍
- ・請求者のマイナンバーのわかるもの
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者の本人確認ができるもの
- ・生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と請求者の住所が異なる場合）

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

## 受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 市民窓口課、岩間支所 市民窓口課

## 期限

5年以内

## その他

- ・亡くなった方の加入されていた年金により請求先、問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。  
厚生年金の場合【水戸南年金事務所】☎ 0 2 9 - 2 2 7 - 3 2 5 3  
共済組合の場合【各共済組合】  
農業者年金【笠間市役所岩間支所 1階 ④ 農業委員会】

※手続きができる人や期限、持ち物などに関しましては、各問い合わせ先で確認してください。

## 国民年金関係の手続き②

## ◇死亡一時金の請求

国民年金第1号被保険者として3年以上の国民年金保険料納付済期間があり老齢基礎年金などを受給せずに亡くなった場合に、生計を同じくしていた遺族が請求できます。

## 持ち物

- ・亡くなった方の年金手帳
- ・亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍
- ・請求者のマイナンバーのわかるもの
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者の本人確認ができるもの
- ・生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と請求者の住所が異なる場合）

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

## 受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 市民窓口課、岩間支所 市民窓口課

## 期限

2年以内

## memo

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 国民年金関係の手続き③

## ◇遺族基礎年金の請求

国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある妻や夫」と「子」が請求できます。

## 持ち物

- ・亡くなった方の年金番号のわかるもの
- ・亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍
- ・請求者のマイナンバーのわかるもの
- ・死亡診断書の写し
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者の本人確認ができるもの
- ・生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と請求者の住所が異なる場合）

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

## 受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 市民窓口課、岩間支所 市民窓口課

## 期限

5年以内

## その他

- ・亡くなった方の加入されていた年金により請求先・問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。  
厚生年金の場合【水戸南年金事務所】☎ 029-227-3253  
共済組合の場合【各共済組合】
- ※手続きができる人や期限、持ち物などに関しましては、各問い合わせ先で確認してください。

## 国民年金関係の手続き④

### ◇寡婦年金の請求

国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が、年金を受けずに亡くなった場合に、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されます。

#### 持ち物

- ・亡くなった方の年金番号のわかるもの
  - ・亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍
  - ・請求者のマイナンバーがわかるもの
  - ・死亡診断書の写し
  - ・請求者名義の通帳
  - ・請求者の本人確認ができるもの
  - ・生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と請求者の住所が異なる場合）
- ※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

#### 受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 市民窓口課、岩間支所 市民窓口課

#### 期限

5年以内

#### その他

- ・寡婦年金と死亡一時金は、請求人が選択する一方しか支給されません。

### memo

---



---



---



---



---

## 農業者年金の脱退・死亡の届出について

◇亡くなった方が農業者年金の加入者もしくは受給者であった場合、死亡した旨の届出が必要です。

#### 持ち物

- ・農業者年金証書
  - ・受給者の死亡日が確認できる書類
- ※届出される方の状況によって必要な書類が異なりますので、事前に最寄りの農協へお問い合わせください。

#### 受付窓口

最寄りの農協窓口、または岩間支所 農業委員会事務局

#### 期限

早めにお手続きください。

## 介護保険

### 介護保険の手続き

◇亡くなった方が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証の返還が必要です。

#### 持ち物

- ・亡くなった方の介護保険被保険者証
- ・介護保険負担割合証、負担限度額認定証（お持ちの方のみ）

#### 受付窓口

本所 高齢福祉課、笠間支所 福祉課、岩間支所 福祉課

#### 期限

早めにお手続きください。